

令和7年度
障害福祉サービス事業者等
集団指導講習会
(共通編) ③

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

説明する項目

- 1 個別支援計画の作成について
- 2 利用者本人の意思に反した異性介助の防止について
- 3 食事提供体制加算について**
- 4 欠席時対応加算について
- 5 業務継続計画未策定減算について

3 食事提供体制加算について

目次

- 1. 食事提供体制加算とは**
- 2. 加算対象サービス**
- 3. 加算の算定要件**
- 4. 留意事項**
- 5. 適正な取扱い**
- 6. その他の注意事項**

1. 食事提供体制加算とは

障害福祉サービス事業所が、利用者に対して適切な食事を提供した場合に、一定の要件を満たすことで算定できる加算です。

※利用者の健康保持や生活支援の質向上を目的とされています。

2. 加算対象サービス（指定障害福祉サービス）

1. 生活介護
2. 短期入所（ショートステイ）
3. 自立訓練（機能訓練）
4. 自立訓練（生活訓練）
5. 就労選択支援（※）
6. 就労移行支援
7. 就労継続支援 A 型
8. 就労継続支援 B 型

（※）令和7年10月適用予定。

3. 加算の算定要件

以下の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(※令和9年3月31日まで)

①献立内容の確認

②利用者ごとの摂食量の記録

③利用者の体重またはBMIの記録

3. 加算の算定要件 (①献立内容の確認)

当該事業所の従業者として、または外部との連携により、
管理栄養士又は栄養士が献立を確認していること。

※管理栄養士・栄養士は常勤・専従である必要はなし。

**※外部委託の場合は、その委託先で献立作成に関わっている
場合はOK。**

3. 加算の算定要件 (②利用者ごとの摂食量の記録)

食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量
(完食、半分、全体の〇割など) を記録していること。

※摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。

3. 加算の算定要件 (③利用者の体重またはBMIの記録)

利用者の体重またはBMIを、おおむね6か月に1回記録していること。

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

※必ずBMIの記録を行うこと。

4. 留意事項 (①献立内容の確認)

○管理栄養士や栄養士の関与

- ・ 献立は、管理栄養士または栄養士が作成または指導・確認したものである必要がある。
- ・ 献立の確認は年に1回以上は行う必要がある。
- ・ 市販の弁当、一般飲食店からの配達は外部委託の要件に該当しない。

4. 留意事項 (②利用者ごとの摂食量の記録)

○利用者ごとに個別の記録を行う

- ・ 全利用者について、誰がどれだけ食事を摂取したかを個別に記録してください。
- ・ 「完食」、「半分」、「全体の〇割」など、摂食量を明確に分かるようにすること。

4. 留意事項 (③利用者の体重またはBMIの記録)

○情報の取扱いに配慮すること

体重などは個人情報にあたるため、記録の管理・保存には十分留意し、不必要な開示や閲覧がないようにしましょう。

5. 適正な取扱い

食事提供体制加算を算定する場合は、
報酬改定等によりその取扱いが変更になっている場合がある
ため、必ず最新の情報を確認し、適正に取り扱ってください。

6. その他の注意事項

○記録内容の正確性

献立、摂食量、体重（BMI）記録に漏れや間違いがないよう日々点検し、加算要件を満たす証拠となるようにしてください。

○加算対象期間・回数の厳守

加算できるのは実際に食事を提供した日・回数のみです。

利用者の欠席やキャンセル時には、加算しないよう注意しましょう。